

# 文京区地球温暖化対策地域推進協議会設置要綱

平成 23 年 7 月 29 日 23 文資環第 666 号区長決定  
2019 文資環第 100 号令和元年 6 月 25 日部長決定

(設置)

第 1 条 区の区域内（以下「区内」という。）における温室効果ガスの排出抑制を図り、地球温暖化防止に貢献する省エネルギーの推進等の施策を計画的かつ総合的に進める文京区地球温暖化対策地域推進計画（以下「地域推進計画」という。）を円滑に実施するため、文京区地球温暖化対策地域推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域推進計画の推進に関すること。
- (2) 地域推進計画の実施状況の把握及び改善に関する助言
- (3) 前号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めた事項

(構成)

第 3 条 推進協議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員 20 人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者 3 人以内
  - (2) 区民公募委員 5 人以内
  - (3) 区内関係団体の推薦による者 5 人以内
  - (4) 区内事業者の代表 5 人以内
  - (5) 関係機関の代表 2 人以内
- 2 前項第 2 号に規定する区民公募委員は、別に定める文京区地球温暖化対策地域推進協議会区民公募委員募集要領により募集する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱した日から 2 年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(欠員の不補充)

第 5 条 委員に欠員が生じた場合は、補充しない。ただし、第 3 条第 1 項第 1 号に規定する委員については、この限りでない。

(会議)

第 6 条 推進協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、学識経験者の中から委員の互選によって選出し、推進協議会を統括する。
- 3 副会長は、学識経験者の中から会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長は、必要があると認めたときは、委員及び幹事以外の者に対し出席を求め、説明、意見等を聴くことができる。
- 6 推進協議会は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(幹事)

第 7 条 幹事は、資源環境部長、企画政策部長、区民部長、都市計画部長及び教育推進部長の職にあるものとする。

- 2 幹事は、推進協議会に出席し、その意見を述べることができる。

(庶務)

第 8 条 推進協議会の庶務は、資源環境部環境政策課において処理する。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、資源環境部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年 6 月 25 日から施行する。